

理事会広報

2004.4月

No. 3

若葉台第一住宅
管理組合理事会

理事会広報No. 2の続報です！！

住宅用火災警報機の設置 新築、全面改築に義務化 都条例案可決（3月31日読売新聞より）

全国初となる一般住宅への住宅用火災警報機の設置義務化を盛り込んだ東京都火災予防条例の改正案が30日、都議会で可決、成立した。10月から施行される。

消防法は、延べ床面積500平方メートル以上のマンションなどについて、「住宅用火災報知設備」の設置を義務付けているが、小規模マンション、アパート、戸建て住宅は対象外だった。

改正後の条例では、これらの住宅について、居室、台所、階段に煙や熱の発生を音で知らせる火災警報機を設置するよう義務化。対象は、条例施行後に工事に着手した新築住宅と全面改築住宅とした。ただ、罰則規定については、「自らの生命や財産を守るのが目的で、罰則を科すのはなじまない」との理由で盛り込まれなかった。

* 全国に先駆けて改正された東京都の条例ですが、埼玉県についてもいずれは改正されるものと思われます。現在、若葉台団地の集会所増改築計画について、総会で承認され、その実行案が定期総会に提案されることになっていますが、集会所という性格上、「火災報知設備」の設置は、実行計画に盛り込まなければならないものと思われます。

8	火災予防条例の一部を改正する条例	東京消防庁
---	------------------	-------

【概要】

東京都ホームページから引用

- 1 住宅火災から都民の生命を守るため、住宅用火災警報器（以下「警報器」という。）の設置等に関する規定を設ける。
 - (1)住宅の建築主は、住宅を新築し、又は改築する場合に、規則で定める基準に従い警報器を設置しなければならない。設置した旨を消防署長に届け出なければならない。
 - (2)警報器の性能に関する試験、確認、調査、表示等について必要な規定を設ける。
- 2 消防設備業者に対する指導を推進するため、消防設備業の届出等に関する規定を整備する。
 - (1)消防設備業に関する変更及び廃止の届出に係る規定を整備する。
 - (2)消防設備業者の責務に関して規定するとともに、その事業活動に関して火災予防上不適当な行為を禁止する。
 - (3)消防総監は、火災予防上不適当な行為を行っている疑いがあると認めるときは、消防設備業者に対して実態調査をすることができる。
 - (4)消防総監は、火災予防上不適当な行為を行った消防設備業者に対して指導及び勧告をすることができ、勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

【施行期日】

平成16年10月1日